

平成28年6月2日
水管理・国土保全局

民間企業等の河川敷地占用許可期間の延長 及び 相談窓口「かわよろず」の開設 ～ 民間企業等への河川空間の開放を促進します ～



国土交通省は6月2日より、民間企業等がオープンカフェ等を用いて河川敷地を占有する場合の許可期間を、現行の「3年以内」から「10年以内」へと延長します。

併せて、丁寧な対応を図るため、民間企業等の方々にも気軽にご利用いただける「かわまちづくりよろず相談窓口（略称：かわよろず）」を、水管理・国土保全局内に開設します。

これらの取組により、民間企業等への河川空間の開放を促進し、民間の資金やノウハウをより積極的に活用した水辺空間づくりを進めていきます。

1. 民間企業等の河川敷地占用許可期間の延長（別紙1参照）

- これまで、河川法に基づく河川敷地の占有許可制度の特例（※）においては、民間企業等がオープンカフェ等を用いて河川敷地を占有して営業活動を行う場合、占有許可期間を「3年以内」としていました。 ※河川空間のオープン化の特例〔別紙1参考参照〕
- しかしながら、民間企業等が営業活動を行う上で3年以内という短い期間では、中長期的な事業の見通しが立てられず、安定的な営業活動を行うことが困難であるとの声があがっていました。
- こうした現状を踏まえ、国土交通省では河川敷地の占有許可制度の特例を改正し、民間企業等による占有許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長することとしました。（平成28年6月2日施行）
- これにより、事業をより安定的に経営していくことが可能となり、民間企業等による河川敷地の利用が促進され、水辺のにぎわいづくりが一層進む効果が期待されます。

2. 相談窓口「かわよろず」の開設（別紙2参照）

- 上記改正のほか、既に平成28年2月には、「かわまちづくり」支援制度の要綱改定によって、これまでなかなか関わりが難しかった民間企業等にも積極的にかわまちづくりの主体者の一員となっていただけるようになっております。
- これらの制度を民間企業等に活用していただくため、占有許可制度の改正にあわせ、相談窓口「かわよろず」を開設することとしました。
- 河口から上流まで、そこに川や湖があれば、その水辺が有する景観・歴史・文化等の魅力を活かした地域活性化が図られるよう、精一杯お手伝いします。

<お問い合わせ先>（代表）03-5253-8111

【1. 関係】水管理・国土保全局 水政課 白石雅寛、澤渡健太郎

（内線：35212、35224）（直通）03-5253-8440（FAX）03-5253-1601

【2. 関係】水管理・国土保全局 河川環境課 田中里佳、吉村敏

（内線：35432、35445）（直通）03-5253-8447（FAX）03-5253-1603